

# 学校いじめ防止基本方針

## 2024年版



### 九州国際大学附属高等学校

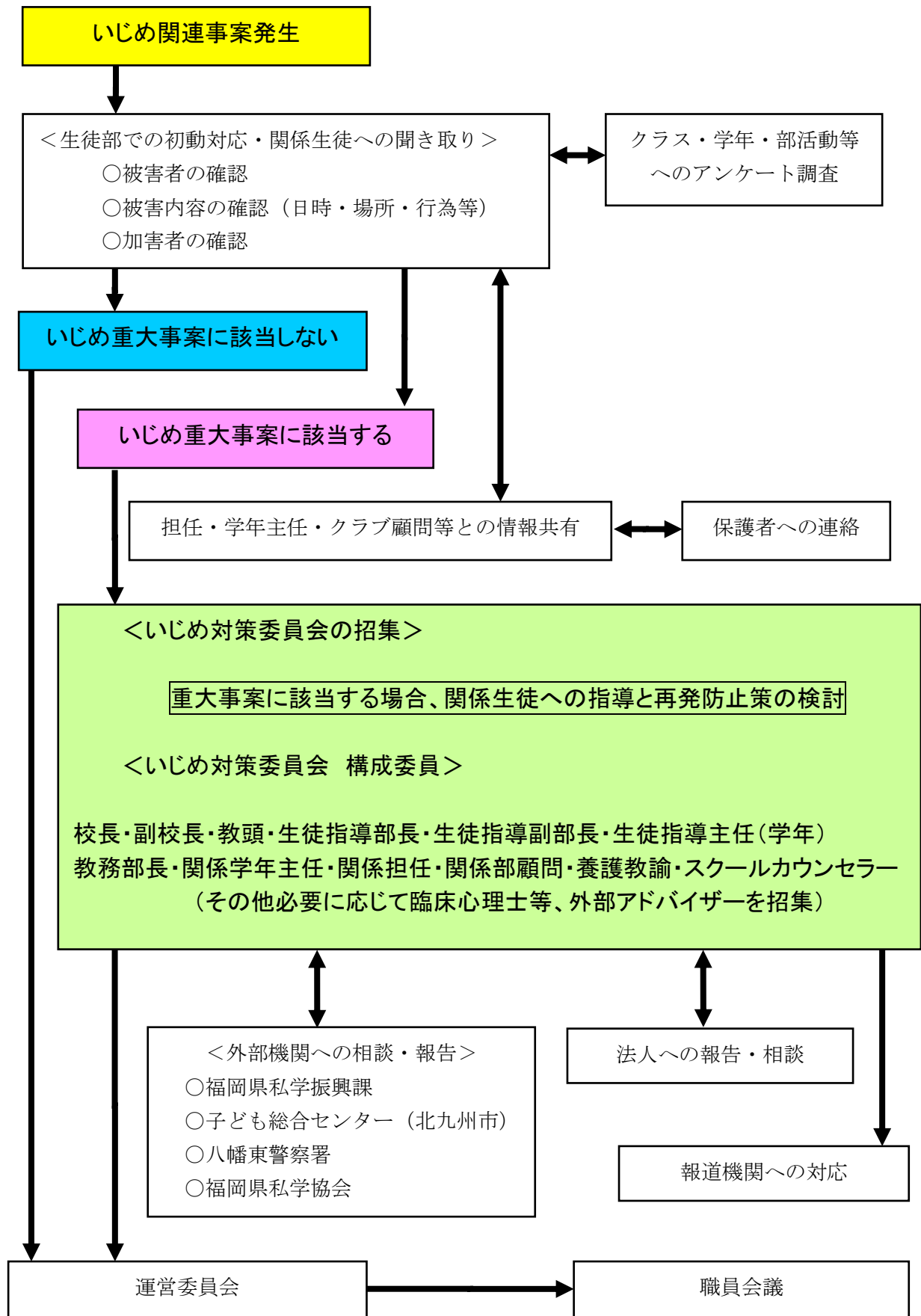
〒805-0002 北九州市八幡東区枝光5丁目9-1

TEL : 093-671-8443(事務室)

093-671-8440(職員室)

Fax: 093-671-9028

【いじめの防止等の対策のための組織】



# 1 はじめに ～いじめについての基本的な考え方～

## (1) 学校の基本的な認識

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。いじめから生徒を救うためには、教職員一人一人が「いじめは絶対許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの生徒にも、どのクラスでも、起こりうる」という認識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚し行動しなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにする必要がある。加えていじめ防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、各関係機関との連携の下、いじめの問題を克服することが大切である。

従って、いじめ問題への対応は、学校教育における重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に取り組むことが必要である。この基本方針は、いじめ防止対策推進法(以下「法」という。)に基づき本校におけるいじめの防止等についての基本的な考え方や対策等を定めるとともに、それらを推進するための体制について定めるものである。

## (2) いじめの定義 及び いじめ問題への対応

本基本方針における「いじめ」については、法第2条の規定を踏まえ、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、この定義の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人が否定する場合が多々あることや本人が知らないインターネット上のトラブルがあることなどを踏まえ、当該生徒をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

具体的な態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

学校生活アンケートや生徒・保護者からの訴え、また教員の観察や各種機関会議(学年会・コース会・教科会等)からの情報提供や報告・相談があった場合は、まず生徒指導部で調査し「いじめの疑いがあるもの」と判断された事例は、法第 22 条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織(以下、いじめ対策委員会)」で審議する。「いじめ対策委員会」にて上記(2)の定義に照らし「いじめ」と認知した場合は必要な対応を行い、内容に応じて本学校法人及び県私学振興課等へ適宜報告するものとする。

### (3) 学校の現状と課題

本校のいじめに対する対応は、これまでも、役職者会議、運営委員会、生徒指導部会議、学年会議、コース会議、教科会議等、構成員が異なる複数の会議体で情報共有して連携を図り、予防・早期発見・早期の対応を行ってきた。特に、いじめの未然防止のために、年間2回の「いじめ防止アンケート調査」を通して「報告・連絡・相談」の徹底による「先手の生徒指導」を心掛けてきた。この対応や取り組みは単に「いじめ」に限定した指導だけでなく、人権教育や授業改善、生徒の自治自主能力の育成の取り組み等種々の教育と合わせ総合的に行われてきた。

近年においてはインターネット上での生徒間の小さなトラブルが絶えず、教職員が確認しづらい、表出しない事例がかなり水面下で発生していることが考えられる。また、教育相談や保健指導分野においても心の悩みや心身の異常を抱えている生徒も増加しており、人間関係が非常に複雑に絡み、その解決が困難であるケースも増えてきている。

このような、現状を踏まえ、本校においてもいじめ防止基本方針の策定を機に一層、組織的、継続的、連続的指導体制の構築を図る必要がある。

#### (4) いじめ防止等に向かう学校の姿勢

本校は、いじめの防止等の対応を行うため、国のいじめの防止等のための基本的な方針、福岡県いじめ防止基本方針及び北九州市いじめ防止基本方針を参酌し、本校の実情に応じ、「九州国際大学付属高等学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という。)を定め、いじめ対策委員会を中核としてこれを推進する。

学校基本方針に以下の6項目を盛り込み、具体的な取組として位置付けるものとする。

- いじめ防止のための取組
- 早期発見・早期対応のあり方
- 教育相談体制・生徒指導体制の確立
- 教員の資質向上に資する校内研修の充実
- いじめ防止アンケートの実施
- 学校いじめ防止基本方針のチェックと見直し

学校基本方針のチェックと見直しにあたっては、適宜、保護者の参画を求めたり、生徒の意見を取り入れたりすることにより、保護者や生徒とともに学校全体でいじめの防止等に取り組むことができるように留意する。さらに、策定した学校基本方針については、ホームページなどで公開する。

## 2 いじめを「未然に防止」するための取組

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせない態度・能力の育成に取り組む未然防止に努める。人権教育においては、様々な人権課題への認識を深める学習とともに、人々の生き方や願いに触れ、自分や他者の大切さに気づき、互いの個性を認め合えるような学びの場を通して、他の人の喜びや痛みへの想像力を育て、一人ひとりをいじめに向かわせないための素地作りを図る。

また、未然防止の基本は授業づくりや集団づくりにあり、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような日常的な指導を行う。

加えて、学校行事や生徒の自治自主活動や種々の社会体験等により集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

いじめが生まれる背景と指導上の注意として、

- 発達障がいを含む、特性のある生徒
- 海外から帰国した生徒や外国人の生徒
- 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に係る生徒
- 震災により被災した生徒又は、原子力発電所事故により避難している生徒

上記の生徒を含め、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

本校においては、以下の取組を推進する。

(1) 学校・教職員の責務として取り組むこと

- 授業改善の取組
- 教職員自身の人権感覚向上のための研修
- 教育相談体制・生徒指導体制の確立

(2) 生徒への指導として取り組むこと

- 授業での規律確立の取組
- 自己有用感や自尊感情を高める、集団づくりや自治自主能力・コミュニケーション力育成の取組
- いじめや人権学習についての取組

(3) 保護者と連携して取り組むこと

- 保護者からの情報を受けやすい体制づくり
- 広報・啓発活動

## 【具体的・日常的な予防対策】

- ① 定期的なアンケート調査により、問題の状況把握、早期発見に努める。
- ② 気になることがあれば常に保護者と連携をとり、場合によっては保護者に来校していただくか、家庭訪問を行う。
- ③ 担任・スクールカウンセラーによる生徒の悩み受容体制を推進する。
- ④ いじめを許さない学校づくりの日常的な取り組みを行う。
  - 「いじめる側が100%悪い」思想の指導を徹底する。
  - 教職員の研修による意識改革を行う。
  - 毎日のホームルーム活動中での人権尊重意識の向上に取り組む。
  - 学校・地域・家庭の連携した生徒指導を心がける。
  - 「命の尊さ」と「人の為に尽くすことの喜び」を教える教育を徹底する。
  - 人権教育に関する講演会等を定期的実施する。
  - 教師が生徒との信頼関係作りに常日頃から努力する。
  - 生徒の声に耳を傾ける教員の姿勢作りを徹底する。
  - 情報リテラシー教育の推進（ネットによる人権侵害の防止）に取り組む。

- ⑤ 「いじめ防止アンケート」を活用する。
- ⑥ 担任や部活動顧問だけがかかえこまないチーム対応意識を常日頃から推進する。
- ⑦ 教員間の連携を目指し職場の人間関係を大切にする。
- ⑧ 本校の生活目標（日々の実践項目）を励行指導する。

### 3 いじめの「早期発見」「早期解決」に向けての取組

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から生徒の声掛けや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

また、いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、校内における「組織」を中核として速やかに対応する。

いじめられた生徒を守り通すことを第一義として、生徒や保護者の心情を十分に考慮した上で、生徒の立場に立った継続的なケアを行う。

一方、いじめを行った生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。また、再発防止に向けて、生徒の状態に応じ、ストレスへの対処や自己肯定感・コミュニケーションスキルを高めるといった適切かつ継続的な指導及び支援を行う。さらにインターネット等への迅速な対応も必要である。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

本校においては、以下の取組を推進する。

#### (1)「早期発見」のために取り組むこと

- 小さな変化や兆候に気づくための取組
- 情報を確実に共有する取組
- 保護者・地域と連携した取組

#### (2)「早期解決」のために取り組むこと

- 組織としての取組
- 生徒へのケア・指導の取組
- 家庭・関係機関と連携した取組

(3)いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2点が満たされていること

- いじめの行為が止んだ状態が少なくとも、3ヶ月以上継続していること
- いじめを受けた生徒が、心身の苦痛を感じていないかどうかを、本人及び保護者に対し、面談等で確認していること

## 4 いじめ防止等の対策のための組織の構築

本校に、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うための「いじめ対策委員会」を置く。いじめ対策委員会は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが必要である。特に、いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であり、いじめ対策委員会が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、抱え込まずにすべて当該組織に報告・相談する。教職員がいじめに関する情報を抱え込み、当該組織に報告を行わないことは法の規定に反することになる。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることが必要である。

また、いじめ対策委員会は学校いじめ防止基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、本校のいじめの防止等の取組について検証を行う。

いじめ対策委員会は、本校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となり、以下の役割を担う。

### (1) 組織の役割

- 未然防止
  - ア いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- 早期発見・事案対処
  - ア いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
  - イ 情報の収集・記録・共有を行う役割
  - ウ 調査、事実関係の把握と、いじめであるか否かの判断を行う役割
  - エ 支援・指導体制・対応方針の決定と保護者との連携を組織的に実施する役割



- 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組
  - ア 年間計画の作成・実行・検証・修正する役割
  - イ 校内研修の企画・計画的に実施する役割
  - ウ 基本方針が機能しているかの点検・見直しをする役割

## (2) 組織の構成員

- 校長、副校長、教頭、生徒指導部長、生徒指導副部長、生徒指導主任(学年)、教務部長、学年主任、養護教諭、人権教育推進員
- 該当学級担任、該当部活動指導に関わる教職員
- 心理・福祉の専門家(学校カウンセラー、スクールサポーター等) [状況に応じて]
- その他の関係者(弁護士、医師、保護者代表等) [状況に応じて]

## 5 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味

重大事態とは、いじめを受けた生徒の状況により判断する。例えば、

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 年間 30 日を目安として、生徒が一定期間、連続して欠席をしているような場合

などのケースが考えられる。

また生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と思われる場合でも、重大事態が発生したものとして調査・報告等に当たらなくてはならない。

### (2) 重大事態の報告と対応

重大事態が発生した場合、福岡県私学振興課および福岡県私学協会等へ報告する。

## 【特に重大な問題が起こった場合の対応】

- ① 校長のリーダーシップの下に以下の対応を行う。
- ② 事実関係の正確な把握を行う。
  - 関係教員、いじめを受けた生徒、いじめをした生徒、関係保護者、関連生徒からの事情聴取を行う。
- ※ 学校は警察ではないので、「犯人捜査」のようなことは原則としてしない。
- ※ 生徒の調査は必ず個別に行い、前後に接触がないように配慮する。
- ※ 調査は学年主任・担任・生徒指導部が担当にあたる。
  - 生徒全体に対するアンケート調査（定期的なアンケート以外）
    - ※ 臨時的な個別事案対応のアンケートは状況に応じて生徒部が作成する。
  - スクールカウンセラーと連携をとる。
- ※ 当該生徒を把握している機関があれば助言を求める。
- ※ 問題の状況によっては外部専門家に助言を求める。
- ③ 報告・連絡・相談の対応
  - 校長、副校長、教頭、生徒指導部長、生徒指導副部長、生徒指導主任（学年）・教務部長、学年主任、関係教員及び養護教諭が連携をとり、必要に応じて福岡県私学振興課や外部アドバイザーからの助言を踏まえた対応を検討する。
- ④ 関係保護者へ連絡の上、事態の説明・報告を行い、問題の解決に向けた学校の対応について理解していただき緊密な連携をもとに対応にあたる。ただし、いじめを受けた生徒及び保護者の意向に沿った対応に心がける。
- ⑤ 問題事象が全教員に正確な情報として共有されているようにする。
- ⑥ 早々にいじめの対象となっている生徒の安全を確保し、いじめ行為を即刻停止させる。
- ⑦ いじめを行う生徒の指導方法・指導計画について学年会議または生徒指導委員会で十分に検討する。
- ⑧ 問題の状況によっては「いじめ対策委員会」を招集して検討する。
- ⑨ 生徒の安全の確保ができない恐れがある場合は、いじめを加える可能性のある生徒の登校停止を検討する。
- ⑩ 調査の段階での個人情報に関しては、取り扱いに十分注意する。
- ⑪ 問題に重大性がある場合は校長が福岡県私学振興課等に報告する。
- ⑫ 対外的な情報の発信は校長を通して行う。報道機関対応は窓口を一本化する。
- ⑬ 必要に応じて、学年集会、全校集会、保護者会等を開いて、事実を生徒・保護者に説明し、学校としての今後の指導方針を説明する。
- ⑭ 問題処理後、関係生徒に対する個別指導と精神的ケアを継続的に行う。
- ⑮ 在校生徒の不安や動揺に対しては専門家の助言のもとにケアに当たる。
- ⑯ 状況の詳細な把握ができれば報告書を作成して福岡県私学振興課等に報告する。

## 6 その他

この「学校基本方針」は、「いじめ対策委員会」において適宜見直しを行い、学校や生徒の実情にあわせ、修正等を加えるものとする。

## 附 則

この学校基本方針は、令和6年7月31日から施行し、令和6年8月1日から適用する。

### <いじめ防止等に関する年間指導・研修計画>

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力を養う教育、および体験活動が充実する観点で計画を立案していく。

	いじめの未然防止等の取組み	対象学年・実施時期	職員研修	評価・分析
4月	個人面談 携帯電話使用マナー講習会 登校・下校・食堂指導	昼休み・放課後実施 全学年対象 全学年対象、年間を通して実施（以下記載省略）	進学実績実践報告会 自主研修（通年）： ファインドアクティ ブラーナー	職員会議 管理職
5月	スクールカウンセラー講演会 人権学習	全学年対象 2年生対象		
6月	人権学習 いじめ防止アンケート	1年生対象 全学年対象		
7月	喫煙薬物乱用防止講座 三者面談(保護者会) 人権学習	1・2年生対象 全学年対象 3年生対象		
8月			生徒指導研修 (各自研修)	生徒指導部 各教員・管理職
9月	個人面談 人権学習	昼休み・放課後実施 2年生対象		
10月	人権学習	1年生対象	人権・同和担当者研修 同和研修・報告 (全教職員対象)	人権・同和委員 職員会議 管理職
11月	学年集会 いじめ防止アンケート	全学年対象 全学年対象	私学協会生徒指導研修	生徒指導部 管理職
12月	三者面談(保護者会) 命の尊厳の日	全学年対象 全学年対象		
3月	暴力団排除教育	1年生対象	人権・同和担当者研修	人権・同和委員 管理職

※ 年間を通して、毎週火・水曜日にスクールカウンセリングを実施（希望者対象）

<連絡先一覧>

九州国際大学附属高等学校 〒805-0002 北九州市八幡東区枝光 5-9-1 ☎ 093-671-8440 (職員室) ☎ 093-671-8443 (事務室)	<内線番号> 校長室 : 900 副校長室 : 300 生徒部長席 : 204 事務室長席 : 901 保健室 : 230
施設管理室	☎ 093-671-8912 (内線 : 420)
学校法人総務室 (戸篠)	☎ 093-671-8900 (内線 : 8212)

九州国際大学附属中学校  ☎ 093-671-9001 (事務室)	<内線番号> 校長室 : 400 副校長席 : 404 生徒部長席 : 403 事務室長席 : 410 保健室 : 413
---	--

福岡県・私学振興課 私学第一係	092-643-3129
福岡県私学協会	092-713-7281

沖重医院	093-671-5875
田原整形外科	093-681-8651
わたなべ宏司・歯科クリニック	093-681-1444
やまみち眼科クリニック	093-654-6660
ごしま耳鼻咽喉科	093-652-2464
夜間・休日急患センター (救急)	093-522-9999 (23:30 まで)
第2夜間・休日急患センター (内・外・整形)	093-641-3119 (23:30 まで)
市立八幡病院・救命救急センター (24時間)	093-662-6565 (成人) 093-662-1759 (小児)
製鐵記念八幡病院 夜間・休日急患 (救急)	093-672-3111 (17~翌9時) 093-672-2923 (9~17時)

八幡東消防署	093-662-0119
JR枝光駅	093-671-0113

八幡東警察署	093-662-0110
枝光交番	093-661-0073